

## 2 調査の視点

調査の視点	説明図表番号
<p>「1 今回調査対象とした設立認可法人の概要」において述べたように、今回調査対象とした8類型の設立認可法人は、その業務の性格や財務面での国との関係性から、一般的な株式会社等の形態の民間法人以上に健全かつ安定的で透明性の高い運営を確立することが強く求められる。また、当該法人においてこのような運営が確立されるためには、当該法人の自主性及び自律性を尊重しつつ、所轄庁による適切な指導監督のほか、当該法人におけるガバナンスやディスクロージャーの仕組みを有効に機能させることが重要である。</p> <p>以上を踏まえ、この行政評価・監視においては、これら8類型の設立認可法人について、その運営の健全性、安定性及び透明性を確保する観点から行われる所轄庁による指導監督のうち、設立等の認可の審査や、組織及び業務の運営並びに財務に対する指導監督の実施状況等を調査し、当該法人に置かれる機関としての役員（理事及び監事）との関わりも視野に入れつつ、これら所轄庁による指導監督が適正かつ効果的に行われているか等を検証した。</p> <p>より具体的な調査の視点は、以下のとおりである。</p> <p><b>(1) 設立認可法人の設立の認可等に係る審査基準の設定状況等</b></p> <p>設立認可法人に対する指導監督のうち、設立の認可や定款、寄附行為又は規約の変更の認可は、当該法人の存立にも関わる行政の基本的な関与である。また、これらの認可に係る審査基準や標準処理期間等が設定・公表され、所轄庁における審査が審査基準等に従って適正に行われることが、設立認可法人に係る行政運営における公正の確保と透明性の向上を図る上で重要である。</p> <p>そこで、今回調査対象とした8類型の設立認可法人のうち、行政手続法における「申請に対する処分」に係る規定が適用されない健康保険組合、厚生年金基金、国民年金基金及び広域臨海環境整備センターの4類型の法人を除いた、学校法人、医療法人、社会福祉法人及び企業年金基金の4類型の法人に係る設立の認可及び定款、寄附行為又は規約の変更の認可について、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 審査基準や標準処理期間等は設定・公表されているか、</li> <li>② 審査基準等の内容は関係法令の定め等に照らし合理的なものとなっているか、</li> <li>③ 所轄庁における審査は審査基準等に従って適正に行われているか、</li> <li>④ 当該審査において、申請者にとって過度の負担となるような指導が行われていないか</li> </ol> <p>等の視点から調査した（「3 社会福祉法人の設立の認可に係る審査基準等の見直し」参照）。</p>	

**(2) 設立認可法人における財務諸表等の所轄庁への届出及び各事務所への備置き状況**

設立認可法人において健全かつ安定的で透明性の高い運営が確立されるためには、その財務の状況に関する情報が適時かつ適切に開示されることが重要である。加えて、所轄庁において、設立認可法人の自主性及び自律性を尊重しつつ、当該法人の財務に対する適切な指導監督が行われることもまた重要である。

そこで、今回調査対象とした8類型の設立認可法人のうち、学校法人、医療法人及び社会福祉法人の3類型の法人<sup>(注)</sup>に係る財務諸表等の所轄庁への届出及び各事務所への備置き状況について、

- ① 設立認可法人は、財務諸表等の各事務所への備置きを関係法令の定めに従って適時かつ適切に行っているか（理事は当該備置きに関し職務を適正に執行しているか）、
- ② 設立認可法人は、財務諸表等の所轄庁への届出を関係法令に基づき適正に行っているか、
- ③ 所轄庁は、設立認可法人から届出のあった財務諸表等を当該法人の財務に対する指導監督に活用しているか

等の視点から調査した（「4 医療法人及び社会福祉法人における財務諸表等の届出及びディスクロージャーの徹底」参照）。

（注） 学校法人、医療法人及び社会福祉法人については、その根拠法において、財務諸表等の備置きを怠った当該法人の理事は20万円以下の過料に処する旨の罰則が設けられている。このことを踏まえ、当該法人に置かれる機関としての理事の重要性に鑑み、今回、特にこれら3類型の法人を対象として、財務諸表等の各事務所への備置き等の状況を調査したものである。

**(3) 設立認可法人の監事による監査の実施状況及び所轄庁による指導監督との連携状況**

今回調査対象とした8類型の設立認可法人に置かれる役員のうち、特に監事については、当該法人の運営の健全性、安定性及び透明性の確保を図る上で取り分け重要な存在である。すなわち、監事は、当該法人の根拠法の定めるところにより、当該法人の業務及び財産の状況の監査、理事等に対する意見陳述等の職務を通じて、当該法人におけるガバナンスの発揮に重要な役割を担っている。このようなことから、監事と所轄庁とがよく連携し、当該法人の運営に関する情報等を共有することは、まず双方の職務の遂行にとってそれぞれ有益であると思われる。加えて、このような連携を通じて、監事による監査と所轄庁による指導監督とのいわば「相乗効果」も期待できるものと考えられる。

このような問題意識に立って、今回、これら8類型の設立認可法人における監事による監査の実施状況及び所轄庁による指導監督との連携状況等について調査した（「5 設立認可法人の監事と所轄庁との連携の強化」参照）。